

# 森林整備工事における技術者制度の運用

施行 平成 27 年 7 月 13 日 27 森整第 131 号

## はじめに

長崎県が発注する森林整備工事の適正な施工を確保するため、工事現場における森林整備工事の技術者について次のように定める。なお、森林整備工事は建設業法の適用外であるため、県が運用する建設業法に則った技術者制度の運用<sup>※注</sup>と異なる項目を定めており、この運用に記載のない項目については、建設業法に則った技術者制度の運用に準ずるものとする。

※ 注) 長崎県土木部ホームページ掲載の「技術者制度運用マニュアル」

## 1. 現場代理人

通常の職務に加え、作業の安全管理を主体的に行うことを職務とし、以下の条件を全て満たすものとする。

- 1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 8 号及び第 8 号の 2 に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。
- 2) 森林整備工入札参加資格申請時に提出する（森林整備工事入札参加資格審査申請要領 5-(12)）従事職員名簿(様式第 8 号)（以下「従事職員名簿」という）に掲載された者であること。

## 2. 主任技術者の選任

以下の条件を全て満たすものとする。

- 1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 森林法第 187 条第 3 項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 20 号)による改正前の森林法第 187 条第 5 項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)
  - イ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(森林部門)の 2 次試験に合格した者
  - ウ 都道府県知事又は法第 11 条第 1 項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者
  - エ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
  - オ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、森林整備工事若しくはこれに類する施工に係る指導監督及び施工管理に関する業務について 1 年に 60 日以上かつ 5 年以上(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1 年に 60 日以上かつ 3 年以上)の実務経験を有する者
  - カ 森林整備工事若しくはこれに類する施工に係る指導監督及び施工管理に関する業

務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者  
キ 建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、長崎県林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

2) 従事職員名簿に掲載された者であること。

### 3. 雇用期間

上記、配置技術者の雇用期間は規定しない。

ただし、従事職員名簿により確認を行うため、技術者として配置する予定のある職員の新規雇用等が発生した場合には速やかに職員名簿の更新手続きを行うこと。

この際、雇用状況を確認できる以下のいずれかの写しを添付すること。

ア 雇用保険の被保険者資格取得確認通知書

イ 健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書

ウ 賃金台帳